別紙様式第二十八号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第308条の3第1項の指定申請書又は法第308条の18第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年総理府大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第五号記載上の注意中2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第4条第1項の登録申請書又は法第7条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第七号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．令第6条第1号、第4号又は第5号の規定により届け出る場合、法第4条第1項の登録申請書又は法第7条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載された者については、これらの書類に記載された当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2．令第6条第2号又は第3号の規定により届け出る場合、届出者の「氏名」欄には、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を括弧書きで併せて記載することができる。

3．「該当事由」は、令第6条各号に規定する事項のうち、該当する事由の号の番号を記載すること。

なお、同条第5号に該当する場合は、その理由を併せて記載すること。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第九号記載上の注意中3．を4．とし、2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．法第4条第2項又は法第9条第2項の届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号第一面記載上の注意中4．を5．とし、3．を4．とし、2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．法第4条第2項又は法第9条第2項の届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号記載上の注意中2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．法第4条第2項又は法第9条第2項の届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十二号記載上の注意中2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．「氏名」には、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を括弧書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十三号第一面記載上の注意中4．を5．とし、3．を4．とし、2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．法第4条第2項又は法第9条第2項の届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号記載上の注意中6．を8．とし、5．を7．とし、4．を6．とし、3．の次に次のように加える。

4．銀行その他の金融機関のうち、金融機関の信託業務の兼営に関する法律第1条第1項の規定及び金融機関の信託業務の兼営に関する法律施行規則第1条第1項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

5．信託業を営む者等のうち、信託業法第4条第1項、第8条第1項（同法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は同法第12条第1項若しくは第2項（同法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十五号記載上の注意中4．を6．とし、3．を5．とし、2．を4．とし、1．の次に次のように加える。

2．銀行その他の金融機関のうち、金融機関の信託業務の兼営に関する法律第1条第1項の規定及び金融機関の信託業務の兼営に関する法律施行規則第1条第1項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

3．信託業を営む者等のうち、信託業法第4条第1項、第8条第1項（同法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は同法第12条第1項若しくは第2項（同法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号記載上の注意中2．を4．とし、1．の次に次のように加える。

2．銀行その他の金融機関のうち、金融機関の信託業務の兼営に関する法律第1条第1項の規定及び金融機関の信託業務の兼営に関する法律施行規則第1条第1項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。